

若木浄水場等更新整備及び維持管理事業

維持管理業務委託契約書（案）

【変更版】

令和3年9月

小山市

維持管理業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 維持管理業務
- 2 業務場所 小山市水道事業の水道施設
- 3 履行期間 着手 令和 4年 4月 1日
完成 令和17年 3月31日
- 4 委託料金額 ¥ (税抜、別途消費税等)
(取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

各年度の委託料の額

令和 4年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和 5年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和 6年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和 7年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和 8年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和 9年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和10年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和11年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和12年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和13年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和14年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和15年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)
令和16年度 ¥ , , 000 (税抜、別途消費税等)

- 5 契約保証金 ¥

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年〇月〇日

(発注者)

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市

代表者 小山市水道事業管理者

小山市長 浅野 正富 印

(受注者)

〇〇・〇〇・〇〇維持管理共同事業体

[代表企業 (〇〇企業)]

所在地

商号又は

名称

代表者

印

[構成企業 (〇〇企業)]

所在地

商号又は

名称

代表者

印

(※不足する場合は適宜追加のこと)

委 託 契 約 条 項

目 次

| | |
|-----------------|----|
| 第1章 総則等..... | 2 |
| 第2章 業務の範囲..... | 3 |
| 第3章 モニタリング..... | 8 |
| 第4章 委託料..... | 9 |
| 第5章 契約の終了..... | 11 |
| 第6章 危機管理..... | 13 |
| 第7章 その他の事項..... | 15 |

(目的)

本契約は、小山市（以下「発注者」という。）が実施する若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業における基本協定書及び基本契約書に基づき、【※ ここで維持管理JVの代表企業及び各構成企業を列挙する】（以下、総称して「受注者」という。）が行う本業務に必要とされる事項を定める。

(用語の定義)

本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「本事業」とは、発注者が実施する若木浄水場等更新整備及び維持管理事業をいう。
- (2) 「本契約」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る維持管理業務委託契約書（以下「本契約書」という。）並びに募集要項等及び提案書を内容とする業務の委託契約をいう。
- (3) 「本施設」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務請負契約書に基づき受注者が業務場所に建設する施設、設備及び備品等のすべて、及び継続利用施設、並びに場外施設一式をいう。
- (4) 「維持」とは、本施設の機能及び性能を要求水準書等に定められた水準又は実用上支障のない状態に保つことをいう。
- (5) 「募集要項等」とは、本事業の提案募集にあたり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。
- (6) 「要求水準書」とは、令和3年7月21日付け「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準書」及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面をいう。
- (7) 「契約書等」とは、本契約、募集要項等、提案書並びに本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。
- (8) 「提案書」とは、受注者が応募書類の一部として発注者に提出した、本事業に関する提案が記載された書面のすべてをいう。
- (9) 「第三者」とは、発注者及び受注者が属するグループの構成企業以外の者をいう。
- (10) 「法令等」とは、法律・条令・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達、ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁裁判所若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
- (11) 「指示等」とは、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除をいう。
- (12) 「不可抗力」とは、発注者及び受注者のいずれの責にも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、地震、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものを用いる。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。

第1章 総則等

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、本契約書に基づき、募集要項等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。本契約、募集要項等及び提案書の間には齟齬がある場合、本契約、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとし、本契約、募集要項等又は提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 本契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等及び提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 本契約に係る訴訟（但し、第61条では解決できない紛争に限る。）については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

10 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本契約に基づくすべての行為を維持管理共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

11 受注者は、本契約の履行にあたり、「情報セキュリティに関する特記事項」（別紙1）を遵守しなければならない。

12 受注者は、受注者の従業員（下請人及び再委託先を含む。）に対して、発注者の秘密を保持することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏洩防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練をしなければならない。

(目的)

第2条 本契約は、小山市水道事業の需要者に対し、安心して安全な水道水を安定して供給するため、水道法（昭和32年法律第177号）に基づき業務を委託することにより、発注者の水道事業の基盤を強化し、より効率よく、かつ安全に経営することを目的とする。

2 本委託の業務範囲については、水道法第24条の3に規定する第三者委託とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 本契約に定める指示等は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、後日これを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関係法令の遵守)

第4条 受注者は、本業務の履行にあたり、水道法、河川法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、小山市水道事業給水条例等の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施する。

(許認可、届出等)

第5条 受注者は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。ただし、発注者が取得すべき許認可及び提出すべき届出は除くが、受注者は可能な範囲で協力するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第6条 受注者は、本施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 業務の範囲

(業務委託期間)

第7条 発注者が受注者へ本業務を委託する期間は、令和4年4月1日から令和17年3月31日までとする。

(受託水道業務技術管理者)

- 第8条 受注者は、発注者から本業務を受託するにあたり、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3第3項の規定により、水道管理業務受託者として、受託水道業務技術管理者を定める。
- 2 受注者は、受託水道業務技術管理者を定めるときは、書面によりその氏名等を提出し発注者の承諾を受けるものとする。変更した場合も同様とする。
 - 3 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を統括する責任者として、本業務の遂行を管理する。

(受託者の実施体制)

第9条 受注者は、本業務を実施するため、業務責任者並びに業務従事者を定め、発注者に通知するものとする。また、その者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、水道に関する高度な技術力及び浄水施設の運転管理、維持管理の実務経験を有しているほか、本施設に常駐し、本業務受託における責任者として、業務従事者を指揮監督し本業務の実施を総括するものとする。なお、業務責任者は、受託水道業務技術管理者をもって充てることができる。
- 3 受注者は、業務従事者について、本業務と類似する維持管理業務に関して実務経験を有している者を複数名従事させることとする。
- 4 受注者は、業務従事者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うとともに、適切な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

(委託者の実施体制)

第10条 発注者は、本業務委託を監督するとともに、受注者との連絡・協議にあたらせるため、監督職員を定める。

- 2 発注者は、前項により監督職員を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知する。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する回答
 - (2) 本契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
 - (3) 受注者の業務責任者及び業務従事者が不適と見なす場合の交替要求
- 4 前項の規定による監督職員の指示及び回答は、書面により行うものとする。
- 5 本契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行うものとする。

(再委託等)

第11条 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ書面によって発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(施設機能の確認及び使用)

第12条 発注者及び受注者は、業務準備期間終了日（令和4年3月31日）までの間に、本施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いのうえ、確認するものとする。

- 2 受注者が本業務を遂行するにあたり、発注者は本施設に受注者の現場事務所を確保し、受注者に使用させるものとする。
- 3 本契約に従い受注者が調達する義務を負うものを除き、発注者は受注者による本業務遂行にあたって必要な施設、機材、その他受注者が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。
- 4 発注者は、本施設について、本業務を安全に行うために必要な措置を講じるものとする。

- 5 受注者は、本施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管する。

(貸与品等)

- 第13条 本業務実施に際し、第12条第3項の規定により発注者が受注者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 前項の規定により、発注者が受注者に貸与する貸与品等につき、発注者は受注者に所有権を与えるものではない。
 - 3 受注者は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から14日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出する。
 - 4 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 5 受注者は、本契約の定めるところにより、本業務の完了、本契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還する。
 - 6 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還あるいは返還に代えて損害を賠償し、その費用を負担する。

(事業実施計画書及び業務実施計画書の策定)

- 第14条 受注者は、本契約書締結後、要求水準書等に基づいて、事業実施計画書を作成し、発注者に提出する。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、事業実施計画書の変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。
 - 3 受注者は、事業実施計画書に基づき、年間及び月間の業務内容を記した業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得てから本業務を行うものとする。

(計画の実施に伴う費用)

- 第15条 前条の事業実施計画及び業務実施計画は、受注者の責任と費用により実施する。

(施設更新の請求)

- 第16条 本施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本施設の修繕により本施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理であると認められるときは、受注者は発注者に対し、その旨を報告し、本施設の更新を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の請求があったときは、速やかに本施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受注者に通知する。
 - 3 発注者は、前項の判断をするにあたり、受注者の業務遂行上及び安全管理上の要請を十分配慮する。
 - 4 第2項の調査の結果、本施設を更新すべき相当な理由があることが判明したにもかかわらず、発注

者が必要な施設の更新を行わなかったため、受注者又は第三者に損害が生じた場合には、発注者はその損害を賠償する責めを負う。ただし、受注者に故意又は過失がある場合には、発注者は、その程度に応じて、受注者に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を受注者に求償することができる。

(施設改良等)

第17条 本業務を効果的に実施するために、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、本施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

2 本業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステム、遠方監視制御装置や監視制御システムの導入等の必要な設備を本施設内に設置することができる。

3 前項の設備を設置する場合、受注者は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本施設に変更を加えることができる。この場合において、受注者は、当該変更の内容について、事前に発注者に通知し、その承諾を得る。

(修繕等)

第18条 受注者は、保守点検等により発見した不良箇所若しくは、故障の発生により破損した箇所のうち、汎用工具、消耗品や材料を用いた簡易な補修及び修理については速やかに補修及び修繕などを実施し、その機能の回復を図る。

2 設備の修繕、修繕工事の実施に係る費用の年間合計が、68,000,000円(税抜)を超える修繕については、発注者の負担で実施する。なお、設備の修繕、修繕工事の実施については、原則として着手前に発注者の承諾を得るものとし、事前承諾を得られないほど緊急を要する場合には、着手後速やかに発注者の承諾を得るものとする。

3 設備の修繕、修繕工事の実施に係る費用の年間合計が、それぞれ前項の金額に満たず、当該運営年度末に残額がある場合は翌年度に繰越し、最終年度に清算する。

(ユーティリティ等の調達)

第19条 受注者は、自己の責任と費用により、履行期間中において本業務実施に必要な薬品、燃料(車両用、発電機用)、通信(施設間専用線等)、備品、消耗品等を調達し、それらの使用量や在庫量などを管理する。なお、電力については、発注者の責任と費用により調達するものとし、使用量などの管理の支援を受注者が行うものとする。

2 浄水処理に使用する薬品は発注者の承諾を得たものに限るものとする。

3 第13条に基づき発注者から受注者に貸与されるものを除き、受注者は、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要な消耗品、資機材、事務備品その他物品を調達し、使用量や在庫量などを管理する。

(性能保証)

第20条 受注者は、発注者に対し、履行期間を通じ要求水準書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。

2 発注者は受注者に対し、要求水準書等に定める供給水量及び水質を確保するために必要な措置を講じることを保証する。

(緊急事態に対する措置)

第21条 停電、薬品漏洩、場内配管破損その他緊急事態が発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、受注者は速やかな対応を図るとともに、その旨を直ちに発注者に報告する。

2 発注者は、必要に応じてその対応を受注者と協議し、必要な措置を指示するものとする。

3 前2項の場合において、必要と認めるときは、発注者は受注者に対し水道水の供給の一部又は全部を停止することを指示することがある。

4 発注者及び受注者は、災害時や緊急時に備え、協働して災害対策要綱等を策定するものとする。

(水質異常に対する措置)

第22条 浄水場及び配水施設の水質（以下「浄水水質」という。）が要求水準書等に定める目標水質を満たさないときは、受注者は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、発注者にその状況を報告する。

2 浄水水質が、水道法に定める水質基準を満たさない、又は、そのおそれがあるときは（以下「水質異常」という。）、受注者は、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者及び受注者はその対応を協議する。

3 前項の規定により、第三者に損害が生じるおそれがある場合は、発注者及び受注者は、次条の規定により損害の防止に努めるものとする。

(協働の措置)

第23条 前2条の規定による第三者への影響を最小限にとどめるため、発注者及び受注者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受注者は、最大限の誠意と努力をもって、発注者に協力する。

2 前項における受注者の協力が本業務の範囲外である場合に、追加費用が生じたときは、発注者がこれを負担する。

(臨機の措置)

第24条 受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではなく、受注者は、自らとった措置の内容を発注者に直ちに報告する。

3 発注者は、受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要

した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

第3章 モニタリング

(業務記録の作成及び保管)

第25条 受注者は、本契約の履行に関する記録等を作成・整理し、常時、本施設に備えなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、作成した業務記録を履行期間終了時まで保管し、履行期間終了時に発注者にこれを全て引き渡すものとする。

(セルフモニタリング)

第26条 受注者は、本契約の履行にあたり、業務品質向上のためセルフモニタリングを実施するものとする。

2 受注者は、セルフモニタリングの実施にあたり、モニタリング実行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 受注者は、セルフモニタリングの実施にあたり、水道浄水施設管理技士1級の資格を有する者、及び水道技術管理者の資格を有している者をモニタリングメンバーとして組織しなければならない。

4 セルフモニタリングは、第三者に委託又は請負わせることができるものとする。

(業務の報告)

第27条 受注者は、毎日、業務日報を作成し、発注者が指定する時間までに、前日分に係る業務日報の写しを発注者に提出する。

2 受注者は、本業務の実施状況を正確に反映した月間業務報告書を作成し、各月の発注者が指定する期日までに前月の月間報告書を発注者に提出する。

3 受注者は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、翌年度の発注者が指定する期日までに、発注者に提出する。

(実施状況の確認)

第28条 発注者は、履行期間中、自己の費用により、受注者が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次項の定めるところにより本業務の実施状況を確認する。

2 発注者は、前条に規定する業務報告書に基づき、受注者の立会いのうえ、書類検査及び現地検査により、本業務の実施状況を確認する。

3 前項によるほか、発注者は、必要と認めたときは、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を検査することができる。

4 前項の場合において、受注者は、業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど発注者に協力する。

(改善通告)

第29条 前条による確認の結果、要求水準書等に定める水準の未達が判明した場合には、発注者は、受注者に対して、当該未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告する。

2 受注者は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出するとともに、その実施状況を報告する。

3 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対して、理由を明らかにしたうえで、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第30条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに是正がなされなかったときは、発注者は受注者に対して、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

(業務責任者等の交代要求)

第31条 前条に基づき変更又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに、要求水準書等に定める水準の未達が是正されないときには、発注者は受注者に対し、業務責任者等の交代を要求することができる。

(業務責任者等及び監督職員に対する措置請求)

第32条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第11条の規定により受注者から本業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

第4章 委託料

(業務の検査等)

第33条 受注者は、履行期間中、毎月及び毎年度の業務が完了したときは、速やかに業務完了届及び第27条第2項及び第3項に基づく業務報告書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による業務完了届及び業務報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの下、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知する。

- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり発注者から改善を命じられたときは、遅滞なく当該改善を行い、発注者の再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の改善の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

- 第34条 受注者は、前条の検査に合格したときは、書面により委託料の支払を請求するものとする。
- 2 前項の委託料は、各会計年度の委託料を12で均等に除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に調整し支払うものとする。
 - 3 発注者は、第1項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を受注者に対して支払わなければならない。
 - 4 発注者が、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、直ちに発注者は受注者に対し、委託料を支払わなければならない。
 - 5 発注者の責に帰すべき理由により、前条第2項に規定する支払が遅れたときは、受注者は、未受領金額につき、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(水量の変動等に基づく委託料の調整)

- 第35条 配水量や原水水質の変動等によりユーティリティ使用量が変動し、掛かる費用が大きく増減した場合、発注者又は受注者は、委託料の額の変更を請求ことができ、発注者及び受注者の協議により変更を決する。

(物価の変動等に基づく委託料の変更)

- 第36条 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。
- 2 予期することのできない特別な事情により履行期間内に急激な業務量の増減を生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。
 - 3 発注者又は受注者は、前2項の規定による請求があったときは、変動前委託料（委託料金額から当該請求時の既履行分の委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後委託料（変動後の物価指数等を基礎として算出した変動前委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前委託

料の100分の1を超える額につき、委託料金額の変更に応じなければならない。

- 4 変動前委託料及び変動後委託料は、請求時を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 第1項及び第2項の規定による請求は、この条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。
- 6 第4項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第2項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の支払停止)

- 第37条 再度の改善計画書(第31条で定義されたもの)に定める期日までに当該水準の未達が是正されないときは、発注者は受注者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。
- 2 前項の支払停止を行う場合には、発注者は受注者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 当該水準の未達が是正されたときは、発注者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受注者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(委託料の減額)

- 第38条 発注者は、委託料の減額を行うべき事実を確認した場合、当該事実が発生した日以降、最初の支払期において、支払うべき委託料の額を減額することができる。
- 2 受注者は、委託料の減額を受けたことをもって、その損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

第5章 契約の終了

(履行期間終了時の施設の確認)

- 第39条 本契約が終了するときは、発注者及び受注者の双方が立会いの上、本施設について、第12条第1項に基づき確認した内容と相違がないことを確認する。
- 2 前項の確認の結果、本施設の内容との相違があるときは、受注者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(保証期間)

- 第40条 発注者は、履行期間終了の日から3か月経過までの間に、受注者の責に起因して本施設の内容に損害が生じた場合、受注者に対して補修を請求することができる。

(履行期間終了に伴う業務引継等)

第41条 履行期間が終了したとき、又は第43条又は第44条の規定により契約が解除されたときは、受注者は発注者の指定する者に、本委託に係る業務引継を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 指導の必要がない事由を受注者が書面で提出し、これを発注者が認めたとき。
- (2) 発注者が指導の必要がないと認めたとき。

2 指導の内容、期間等は、発注者と受注者との協議により定める。

(改良施設の撤去)

第42条 本契約が終了したときは、受注者は自己の責任と費用により、速やかに第17条に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は、設置した設備を撤去する。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本業務に着手すべき時期を過ぎても本業務に着手できないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者の責に帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、受注者が水道水の供給の一部又は全部を行わないとき。
- (3) 発注者が受注者に対して、第37条第1項の規定に基づき、委託料の支払停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった当該水準の未達が是正されないとき。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
- (5) 前号に規定するもののほか、受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 受注者が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続きについて取締役会でその申立等を決議したとき、又は第三者によってその申立がなされたとき。
- (7) 受注者が、自ら業務を放棄し、10日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (8) 受注者が、本契約に基づく義務に著しく違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したときは、本業務の既成部分を検査し、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を支払うものとする。

3 発注者は、第1項の規定により本契約を解除したときは、受注者に対して残存契約期間に対応する委託料の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。

4 受注者は、第1項の規定により本契約が解除された場合において、前項に規定する違約金を上回る損害が発注者にあるときは、その差額を発注者に賠償しなければならない。

5 受注者は、第1項の規定により本契約を解除されたときは、発注者に対してその損失の補償を請求

することができない。

(受注者の解除権)

第44条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 発注者が、本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、正当な理由なくして第34条第3項に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても委託料を支払わないとき。
- (2) 発注者が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
- (3) 発注者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

第6章 危機管理

(リスクとその責任分担)

第45条 発注者及び受注者が本業務を遂行するに伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については、「リスクとその責任分担」(別紙2)によるものとする。

(原水の確保)

第46条 水道水を安定的に供給するための原水の確保は、発注者が、自己の責任において実施する。

(保険)

第47条 受注者は、履行期間中、自己の費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他の必要な保険を付保するものとする。

- 2 受注者が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを発注者に提出する。
- 3 発注者が所有及び管理する施設及び設備に関する火災保険等は、発注者が付保する。

(損害賠償)

第48条 本業務の履行において生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(第2項及び第3項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。前条により付された保険によりてん補された部分を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた業務の履行に係る損害(前条により付された保険によりてん補された部分を除く。)については、発注者が負担する。

2 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 3 前項の規定にかかわらず、第三者に対する賠償額（前条により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 4 前2項に規定する場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。発注者又は受注者が、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。

（法令等の変更に伴う通知の付与）

第49条 本契約締結日以降に法令等が変更されたことにより、本契約に従って業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき（税制度の変更を含む。）は、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定による通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなった場合は、履行期日における当該自己の義務が法令に違反する限りにおいて、その履行を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

（法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担）

第50条 発注者は、前条第1項の通知を受けた場合、法令等の変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議開始から60日以内に契約の変更、追加費用の負担について合意が成立しないときは、別紙3の定めるところに従って、費用の負担を行う。

（不可抗力による損害）

第51条 不可抗力（天災等について要求水準書等で定めたものにあつては、当該規定を超えるものに限る。以下この条において同じ。）により、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定により、本契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力する。
- 3 発注者は、第1項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくもの及び第47条により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請

求することができる。

- 5 発注者は前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第7項において「損害合計額」という。）のうち委託料金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託料金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

（不可抗力による契約の解除）

- 第52条 本契約の締結後における不可抗力により、発注者が本業務の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、発注者は受注者と協議のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、本契約を解除する場合は、発注者は受注者に対して、履行期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について発注者及び受注者の協議に基づき一定の減額を行ったうえで支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、発注者及び受注者の協議を行った上で定めるものとする。

第7章 その他の事項

（秘密保持）

- 第53条 発注者及び受注者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - （1）開示の時に公知である情報
 - （2）相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - （3）相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報
 - （4）発注者及び受注者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。

ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

 - （1）弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者及び受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー及び本事業に関する受注者の下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 発注者が議会に開示する場合
- (6) 発注者が、維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(個人情報保護)

第54条 この契約を履行するにあたり、個人情報の取扱いに関しては、法令及び発注者が定める個人情報の保護に関する取扱い等に基づくものとする。

(報告及び通報の義務)

第55条 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い捜査上必要な協力を行うこと。

2 前項により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(業務内容及び契約の変更等)

第56条 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、本業務内容の変更を申し出ることができる。

2 発注者及び受注者の両者が書面により合意した場合にのみ、本契約内容の変更を行えるものとする。

3 発注者及び受注者は、前2項の変更において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者の両者の協議によってこれを定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第57条 受注者は、発注者の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 受注者は、本施設について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。

(知的財産権の帰属)

第58条 本業務の実施にあたって使用する著作物の著作権は、当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著

作権使用料の支払は免除されるものとする。

(公租公課)

第59条 本契約に関して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とし、発注者は、委託料に含まれる消費税及び地方消費税を負担するほかは、本契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

2 本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、本契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(契約保証金)

第60条 発注者は、小山市財務規則（昭和45年小山市規則第27号）第78条に基づき受注者が納付しなければならない契約保証金を同規則第78条第1項第3号の規定により免除する。

(紛争の解決)

第61条 本契約の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合、その他本契約に関して発注者と受注者の間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者で折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実績に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務に関する紛争については、第32条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続き前又は手続き中であっても同項の発注者と受注者の間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができる。

(談合その他不正行為による解除)

第62条 発注者は、第43条第1項の規定によるほか、本事業に関して受注者が次の号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項

- (第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (4) 受注者が、他のプロポーザル参加者と共同して契約すべき者又は契約金額を決定したことを認めるとき。
- 2 前項の規定により発注者が本契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第63条 本契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(定めのない事項等)

第64条 本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者の両者が協議によって定めるものとする。

【別紙1】情報セキュリティに関する特記事項

第1条 (情報セキュリティポリシーの遵守)

受注者は、本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは受注者自らが作成した相手方固有の業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の適正な管理を図り必要な措置を講じることにより、故意又は過失による事件や事故等の未然防止に努めなければならない。

第2条 (業務情報の管理体制)

受注者は、業務情報の管理に関して、受注者の組織内において情報管理組織を設置し、関係者以外の者による利用を制限しなければならない。

第3条 (業務実施場所 (受注者の事業所等を含む。))

受注者は、業務情報を取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を明確にしなければならない。

第4条 (業務情報の管理方法)

受注者は、業務情報の保管にあたっては、その保管場所及び作業場所を定めるとともに外部からの立ち入りを防ぐ措置を講じなければならない。

第5条 (業務情報の持ち出しの禁止)

受注者は、業務情報を保管場所及び作業場所から持ち出してはならない。ただし、前項で定めた作業場所以外で作業を行う必要がある場合は、該当する利用者及び作業場所の特定と利用する機器にセキュリティ対策を講じた上で、発注者に対し利用者、作業場所及び実施するセキュリティ対策を書面で提出し承認を得なければならない。

第6条 (技術情報セキュリティ対策)

受注者は、本契約の履行のために利用するネットワーク、構成機器（端末機及びサーバを含む。）、ソフトウェア等に対し、不正アクセスや情報漏えい等を防ぐための管理及び措置を講じなければならない。

第7条 (コンピュータウィルス対策)

受注者は、本契約履行のために利用する端末機等に対し、コンピュータウィルス対策を講じなければならない。

第8条 (端末機等の持ち込み)

受注者は、本契約の履行のために臨時的に端末機を持ち込み利用する場合は、利用目的等を明確にした上で、水道分野における情報セキュリティガイドライン第4版（2019年3月）厚生労働省医薬・

生活衛生局水道課)に定める情報セキュリティ責任者(以下「情報セキュリティ責任者」という。)又は情報セキュリティ責任者が指名した職員に説明し承認を得なければならない。

第9条 (電子媒体の持ち込み)

受注者は、本契約の履行のために電子媒体を持ち込み利用、又は発注者に提供する場合は、当該電子情報等の内容、使用目的、入手先等を明確にした上で、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者が指名した職員に説明し承認を受け、電子媒体を利用又は発注者に提供しなければならない。なお、持ち込む電子媒体は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

第10条 (持ち込んだ電子媒体及び端末機等への電子データの保存)

受注者は、持ち込んだ電子媒体及び端末機等に発注者が所有する電子データを本契約の履行のために保存する、又は保存し持ち出す必要がある場合は、当該電子データの内容、使用目的、管理方法等を明確にした上で、情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者が指名した職員に説明し承認を受け、当該職員の立会いのもと作業を行わなければならない。

第11条 (ネットワークへの端末機等の接続)

受注者が持ち込んだ端末機等は、発注者が所管するネットワークへ接続してはならない。ただし、本契約の履行のために受注者が所有する端末機等を発注者が所管するネットワークに接続しなければならない場合は、あらかじめ情報セキュリティ責任者と協議を行い、承認を受けなければならない。なお、持ち込む端末機等は、事前にコンピュータウィルス対策ソフトの最新のウィルス定義ファイルによりウィルスに感染していないか確認したものでなければならない。

【別紙2】リスクとその責任分担（第47条関係）

リスク分担表（案） 1/3：共通事項（1）（凡例 ●：主、▲：従）

■リスク分担表

【負担者】●：主負担、▲：従負担

| 段階 | リスクの種類 | | No. | リスクの内容 | 負担者 | | |
|----|------------|-------|--|--|--|-----|---|
| | | | | | 発注者 | 受注者 | |
| 共通 | 入札・契約 | 入札手続き | 1 | 募集要項、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの | ● | | |
| | | 契約手続き | 2 | 発注者の帰責事由による契約締結の遅延、中止 | ● | | |
| | | | 3 | 受注者の帰責事由による契約締結の遅延、中止 | | ● | |
| | | 終了手続き | 4 | 契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び事業会社の清算手続きに関するもの | | ● | |
| | 制度関連 | 政治 | 5 | 事業予算、債務負担行為、契約締結などの議決に関するもの | ● | | |
| | | | 6 | 事業の中断・変更に関するもの | ● | | |
| | | 法制度 | 7 | 本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの | ● | | |
| | | | 8 | 上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの | | ● | |
| | | 許認可 | 9 | 発注者が取得する許認可等の取得遅延 | ● | | |
| | | | 10 | 受注者が取得する許認可等の取得遅延であって、受注者の事由によらないもの | ● | | |
| | | | 11 | 受注者が取得する許認可等の取得遅延であって、受注者の事由によるもの | | ● | |
| | | 行政指導 | 12 | 受注者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの | | ● | |
| | | | 13 | 上記以外の事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの | ● | | |
| | | 税制変更 | 14 | 消費税などの本事業に直接の影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの | ● | | |
| | | | 15 | 法人事業税、法人住民税などの受注者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの | | ● | |
| | | 社会 | 第三者賠償 | 16 | 受注者の帰責事由による第三者賠償等に関するもの | | ● |
| | | | | 17 | 上記以外の事由による第三者賠償等に関するもの | ● | |
| | | | 住民対応 | 18 | 本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの | ● | |
| | | | | 19 | 受注者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等であって、受注者の帰責事由によらないもの | ● | |
| | 20 | | | 受注者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等であって、受注者の帰責事由によるもの | | ● | |
| | 環境問題 | | 21 | 受注者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの | | ● | |
| | | 22 | 上記以外の事由による環境問題に関するもの | ● | | | |
| 業務 | 受注者の発注する業務 | 23 | 受注者が発注する契約の管理・内容変更等に関するもの | | ● | | |
| | 想定外業務 | 24 | 第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合 | ● | ▲※1 | | |
| 安全 | 事故災害 | 25 | 受注者の帰責事由による事故災害に関するもの | | ● | | |
| | | 26 | 上記以外の事由による事故災害に関するもの | ● | | | |
| | 安全確保 | 27 | 受注者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）における安全性の確保 | | ● | | |
| | | 28 | 整備施設の不備又は維持管理における善管注意義務違反等による見学者の損傷 | | ● | | |
| | | 29 | 場内既存施設の不備による見学者の損傷 | ●※2 | | | |
| | | 30 | 場内既存施設のうち、受注者が改造又は改修した範囲の不備による見学者の損傷 | | ● | | |

リスク分担表（案） 2/3：共通事項（2） （凡例 ●：主、▲：従）

| 段階 | リスクの種類 | | No. | リスクの内容 | 負担者 | |
|----|--------|----------|-----|--|-----|-----|
| | | | | | 発注者 | 受注者 |
| 共通 | 労務 | 教育・研修 | 31 | 関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保 | | ● |
| | | ハラスメント行為 | 32 | 受注者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下 | | ● |
| | | 不正犯罪 | 33 | 受注者の従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除 | | ● |
| | | 情報漏洩 | 34 | 受注者の従業員による情報の漏洩 | | ● |
| | | | 35 | 発注者の帰責事由による受注者の従業員個人情報の漏洩 | ● | |
| | 資金 | 物価変動 | 36 | 本事業に係るインフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減 | ● | ▲※3 |
| | | 保険 | 37 | 受注者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの | | ● |
| | | 補助金受給・起債 | 38 | 補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能及び起債に関するもの | ● | |
| | 変更・中断 | 計画変更 | 39 | 発注者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの | ● | |
| | | | 40 | 発注者の帰責事由による事業の中断に関するもの | ● | |
| | | 事業の中断 | 41 | 受注者の帰責事由による事業の中断に関するもの（受注者の経営破綻又は受注者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合） | | ● |
| | | | 42 | 受注者の帰責事由による契約不履行に関するもの（受注者の整備した施設・設備の性能不足、受注者の維持管理・運営の不備） | | ● |
| | | 契約不履行 | 43 | 上記以外の事由による契約不履行に関するもの | ● | |
| | | | 44 | 本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）他、発注者及び受注者の双方の責めに帰すことのできない事由等 | ● | ▲※3 |

※1 受注者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※2 耐震補強を行う沈砂池、沈殿池、急速ろ過池以外の既存施設を対象

※3 一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担とし、その割合は設計建設工事請負契約書（案）及び維持管理業務委託契約書（案）において定める

リスク分担表 (案) 3/3: 維持管理 (凡例 ●: 主、▲: 従)

| 段階 | リスクの種類 | | No. | リスクの内容 | 負担者 | | |
|------|------------------|-------------|-----------------------------|---|---|-----|-----|
| | | | | | 発注者 | 受注者 | |
| 維持管理 | 水量・水質 | 要求水質・水量の未達成 | 66 | 発注者の不適切な指示（判断）に関するもの | ● | | |
| | | | 67 | 設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合 | ● | | |
| | | | 68 | 原水水質の急変（実績等から予見できないもの）により、施設の処理能力を超えた場合 | ● | | |
| | | | 69 | 事業範囲外の管路施設に起因する水量変動、水質異常（漏水等） | ● | | |
| | | | 70 | 受注者の事由によらない浄水場における原水水量不足（濁水等） | ● | | |
| | | | 71 | 受注者の帰責事由による要求水質・水量の未達成に関するもの | | ● | |
| | | 原水水質事故 | 72 | 原水水質事故等における発注者の情報提供・判断・指示の遅れに関するもの | ● | | |
| | | | 73 | 原水水質事故等における受注者の初動対応（発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等）の遅れに関するもの | | ● | |
| | | 施設 | 施設性能（整備施設） | 74 | 施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間中） | | ●※1 |
| | | | | 75 | 施設の契約不適合によるもの（契約不適合責任期間後） | ●※1 | |
| | | | | 76 | 受注者が実施する機器等更新について、受注者の帰責事由により不具合が発生した場合 | | ● |
| | | | 施設性能（既存施設） | 77 | 既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの | ●※2 | |
| | 78 | | | 受注者の帰責事由による性能不足に関するもの（提案内容に基づく改造や改修、維持管理に起因するもの） | | ●※2 | |
| | 施設の損傷 | | 79 | 受注者の帰責事由による施設の損傷に関するもの | | ● | |
| | | | 80 | 上記以外の事由による施設の損傷に関するもの | ● | | |
| | 通信システムの障害復旧、安全対策 | | 81 | 発注者が使用するOA機器等、発注者の帰責事由によるもの | ● | | |
| | | 82 | 受注者が使用するOA機器等、受注者の帰責事由によるもの | | ● | | |
| | 維持管理費の増大 | | 83 | 発注者の事由による事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大 | ● | | |
| | | | 84 | 計画水量を超過したことによる維持管理費の増大 | ● | | |
| | | | 85 | 設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合における維持管理費の増大 | ● | | |
| | | | 86 | 原水の濁度、色度、臭気の恒常的な水質変化による薬品費の増大 | ● | | |
| | | | 87 | 既存施設の劣化、経年化等による維持管理費の増大 | ● | | |
| | | | 88 | 受注者の帰責事由による維持管理費の増大 | | ● | |
| | 業務引継ぎ | | 89 | 事業終了時の業務引継ぎの不備 | | ● | |
| | 事業終了時の施設の状況 | | 90 | 事業終了時の施設状況の要求水準の未達成 | | ● | |

※1 契約不適合責任期間は設計建設工事請負契約書（案）において定める

※2 耐震補強を行う沈砂池、沈殿池、急速ろ過池以外の既存施設を対象

【別紙3】法令等の変更に係る責任負担割合（第52条の2関係）

法令等の変更による費用の負担割合は、次のとおりとする。

| 項目 | 発注者負担割合 | 受注者負担割合 |
|--------------------|---------|---------|
| 本事業に直接関わる法令等の変更の場合 | 100% | 0% |
| 上記の法令等以外の法令等の変更の場合 | 0% | 100% |

なお、本事業に直接関わる法令等とは、特に本事業に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、受注者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

ただし、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置された場合については、以下のとおりとする。

| 項目 | 発注者負担割合 | 受注者負担割合 |
|------------------------------------|---------|---------|
| 本事業に直接関わる税制の変更の場合 | 100% | 0% |
| 本事業の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は新設の場合 | 0% | 100% |
| 消費税・地方消費税に関する税制の変更又は新設の場合 | 100% | 0% |